

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅加封印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
サモア	都市水道改善計画のための贈与に関する日本政府とサモア独立国政府との間の交換公文	都市水道改善計画を実施するために必要な生産物及びサービス	1,831,000千円 H30.7.31まで	H26.2.24 アピヤで (同日)	日本側 澁田一正在サモア大使館大使 サモア側 マヌアレサガララ・エノカタイン・ボーンラ公共事業・運輸・インフラ大臣	H26.3.13 68号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。